

「学校・教師が担う業務に係る3分類 改定案」を受けて

～事務職員への期待に応えるために～

- ・「学校・教師が担う業務に係る3分類 改定案」に賛同します。
- ・事務職員のさらなる校務運営参画により、学校全体の業務の効率化や質の向上にもつながります。
- ・多様な役割を担うためには、業務改善や定数改善など現行制度の改善が不可欠です。

事務職員はすでに教員の働き方改革に寄与している

学校・教師が担う業務に係る3分類(H31 中教審答申)における業務を、事務職員はすでに担っていたり、教員と連携しながら取り組んだりしています。例えば、調査・統計等への回答や、学校行事の準備・運営、授業準備、支援が必要な児童生徒・家庭への対応などです。このような職務を共同学校事務室で組織的に担っている事例もあります。本会では、こうした全国の事務職員の実践事例を収集し、優れた実践を広めています。

持続的・効果的な体制整備に向けて

事務職員は1校1人配置が基本であるため、多様な役割を担うには人員が不足しています。また、事務職員の経験年数等によって担うことのできる業務に差があるため、どの学校でも一定の役割を担うためには共同学校事務室の整備が不可欠です。さらに、都道府県や政令市によっては、給与・旅費等の業務のICT化が遅れており、依然として紙ベースでの定型業務が残るなど非効率な処理を行っている実態もあります。また、加配措置がされていない共同学校事務室も存在し、その機能を十分に発揮できていない現状があります。加えて、教員には人材育成指標の策定が義務化されている一方、事務職員にはその義務がなく、指標に基づいた専門性を高める研修も十分ではありません。

事務職員の役割拡大には制度改善が必要

事務職員が役割を拡大し、教員の働き方改革をより一層推進するためには以下の制度改善が不可欠です。

- ・共同学校事務室には原則加配職員を配置すること。また、複数配置基準(小学校27学級・中学校21学級以上)を見直すこと。(R6.8.27 中教審答申)
- ・給与・旅費等の業務のICT化や効率化を促進し、事務職員の負担も軽減すること。
- ・地方交付税で措置されている市町村費負担事務職員を配置すること。
- ・事務職員の育成指標を策定するとともに、それに基づく研修を充実させること。
- ・学校徴収金の徴収・管理は学校以外が担うこと。(ただし、予算立案や執行は事務職員の専門性を発揮)

■**全国公立小中学校事務職員研究会(略称：全事研(ぜんじけん))**：主に公立小中学校事務職員で構成される団体で、学校教育及び教育行政の推進に寄与することを目的として活動。全国の学校事務の研究・実践を推進し、教育環境の充実と学校教育の発展に尽力することが役割。

■**事務職員**：校長、教頭、教諭、養護教諭とともに小中学校等に原則置かなければならない必置の職。平成29年の学校教育法改正により、職務規定が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」となる。チーム学校の一員として、総務・財務の専門性を生かし、教頭らとともに校務運営にも参画。

■**共同学校事務室**：事務の効率化のため、複数の学校の事務職員が当該学校の事務を共同処理するための組織。平成29年の地教行法の改正により法制化。室長及び室員が置かれている。加配職員が配置されているところでは業務の効率化・適正化や教育課題への対応が一層進む。

作成者： 会長 前田

[illegible]